

群馬県

出荷制限指示後の管理の考え方（茶）

茶の出荷管理については、関係市等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市からの出荷管理

県は渋川市、桐生市、茶生産組合及び製茶工場等の協力を得て、茶の出荷制限が指示された渋川市及び桐生市の生産者に対し、出荷を行わないよう要請するとともに、製茶工場には両市産の茶葉を使用しないよう要請する。

また、両市及び県関係機関等を通じて周知の徹底を図る。

2 制限区域外の市町村からの茶葉出荷への対応

出荷制限が指示された両市以外から産出される茶については、現状では自家消費され、販売されていないが、販売されることになる場合には、荒茶での検査を行い、適切に管理するものとする。